

# 岐阜県公報

第 二 十 九 号  
令和元年八月十三日  
(火曜日)

## 目 次

公 示

令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施

(商工政策課) 一六五

公 示

令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定による令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公示します。

令和元年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 試験期日及び時間

令和元年十一月八日(金) 午前十時から正午まで(一二〇分)

### 二 試験場所

岐阜市藪田南一丁目一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

### 三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

### 四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書用の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書して、八十二円分(請求が九月三十日以降に到達するものについては八十四円分)の切手(二部又は三部を希望する場合は、九十二円分(請求が九月三十日以降

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和元年八月十三日

に到達するものについては九十四円分)の切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封の上、〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

- (一) 写真(手札形(おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。)
- (二) 受験票(用紙は、受験願書と同時に配布します。)

3 申込受付期間

令和元年十月一日(火)から同月十五日(火)までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書して、〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。令和元年十月十五日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和元年十一月二十九日(金)。試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和元年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(岐阜県庁二階)及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務係(電話 五八 二七 二 八三五九(直通))に問い合わせてください。